

「議会のあり方」検討協議会 部会の設置について(正副委員長試案)

1 部会について

- ・3部会とする。
- ・名称及び優先協議事項は下記のとおりとする。

部 会 名	優 先 協 議 事 項
第1部会 議員の身分に関すること	議員定数について 議員報酬について 政務調査費について
第2部会 市民参加の推進に関すること	議会広報の充実について 議会報告会等の開催について 議会のIT化について
第3部会 政策立案・政策提言、監視・評価に関すること	政策立案・政策提言について 議員発議による条例について 執行機関の監視・評価について

2 組織構成について

- (1) 構成人数
 - ・部会は7名で構成する。
 - ・各会派から1名とする。ただし、部会長選出の会派は他に1名を選出する。
(市民ネットワーク、みんなの党、無所属はの中で調整して各部会へ1名)
- (2) 部会長等について
 - ・部会長はあり方協議会において、選出会派を決定する。
 - ・副部会長は部会委員の互選による。
- (3) 部会委員について
 - ・協議会委員以外を部会員として認める。
 - ・部会会議への代理出席を認める。

3 開催時期等について

- (1) 開催日程は協議事項の進行状況等により各部会の判断に委ねる。
- (2) 各部会の開催日時はできるだけ重ならないようにする。

4 傍聴について

- (1) 議員の傍聴は人数制限なく認める。
- (2) 市民傍聴は、最大10人までとし、使用する会議室により決定する。

5 その他

- ・その他、部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。・・・別紙

◎ 各会派から提出された各部会協議事項（要約）

第1部会（議員の身分に関すること）

- ア 議員定数
- イ 議員の待遇及び報酬
- ウ 政務調査費のあり方
- エ 議員の活動及びあるべき姿
- オ 議員秘書機能
- カ 交渉会派制の撤廃、無所属議員の取り扱い
- キ 議会運営委員会及び特別委員会の委員構成
- ク 委員会視察の見直し

第2部会（市民参加の推進に関すること）

- ア 議会広報（HP、議会だよりの充実）
- イ 市政報告会・議会報告会・市民対話会・意見交換会の開催
- ウ 議会のIT化
- エ 参考人・公聴会の実施
- オ （定例）記者会見の実施
- カ 本会議の休日・夜間の開催
- キ 本会議・委員会中継の拡大
- ク 全ての会議の公開
- ケ 議会傍聴規則の見直し

第3部会（政策立案・政策提言、監視・評価に関すること）

- ア 政策立案能力の向上
- イ 議員発議による条例制定
- ウ 執行機関の監視強化及び評価
- エ 重要課題に対する調査会・附属機関の設置
- オ 議員間自由討議の実施
- カ 議案・発議の提案方法等の見直し
- キ 執行部への反問権付与
- ク 定例会の会期
- ケ 常任委員会の活性化
- コ 決算審査の見直し
- サ 議案説明資料及び答弁者の見直し
- シ 請願・陳情提出者への質疑
- ス 議会事務局の強化
- セ 専門的知見の活用
- ソ 質疑・質問の対面方式の採用
- タ 質問3回ルールの見直し
- チ 会議規則の見直し
- ツ 個別外部監査の活用

◎ 部会扱いとしないもの

- ア 議会基本条例の制定
- イ 改革推進会議の恒常的設置
- ウ 議長への議会招集権の付与
- エ 協議会決定事項の条例化
- オ 全議員への説明会及び意見聴取の実施